令和８年（フ）第１２号
三重県尾鷲市林町14番10号
債務者　髙村勢津子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第１００号
佐賀県鹿島市大字高津原1535番地２
債務者　岩永　貴嗣
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１６５号
富山市太郎丸本町１丁目８番１　富山城南病院介護医療院、住民票上の住所富山市五福1414番地１　一般社団法人シニアスマイル提案室　（住民票上の前住所）富山市月岡東緑町四丁目25番地
債務者　三箇　喜久江
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草野友里恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５６７号
さいたま市北区奈良町54番地１　ＳＧＫマンションパピオール101号室
債務者　佐川るり子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４１７号
愛知県岡崎市小針町２丁目５番地６
債務者　沖　　大介
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３８０号
さいたま市北区大成町４丁目622番地３
債務者　村松　泰成
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４２５号
さいたま市西区大字指扇2591番地４　Ｂｌｅｕ　Ｌａｐｉｎ　103
債務者　隅倉　萌花（旧姓室井、亀井）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５５２号
埼玉県南埼玉郡宮代町中央２丁目５番５号　グリーンビレッジ青木1105号
債務者　狩野　雄介
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５５７号
さいたま市見沼区大字大谷227番地３
債務者　ザイン　ウル　ハッサン
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５７３号
さいたま市見沼区大字御蔵744番地１　御蔵マンション106
債務者　三浦　元寿
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９９号
さいたま市緑区東浦和５丁目23番地３　コーポフジ105号室
債務者　佐藤　　穂
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３２０号
埼玉県東松山市大字神戸1237番地
債務者　吉澤　美幸
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３２３号
埼玉県東松山市若松町２丁目11番３号
債務者　忍田　和男
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２８０号
岡山県倉敷市中庄944番地１　木下アパート５号
債務者　齊藤　廣史
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１３６９号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目６番13号　三茶館101号
債務者　安東　宣彦
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０５号
札幌市豊平区豊平８条９丁目３番28―402号
債務者　木谷　　愛（旧姓片岡）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４２号
札幌市中央区南５条西10丁目1015番地７　フォルトゥーナ203号
債務者　平井紀美佳
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部